

大阪府社会福祉事業団
職員互助会 運営規則

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、大阪府社会福祉事業団職員互助会（以下「会」という。）の会則（以下「会則」という。）第26条の規定に基づき、この会運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類)

第 2 条 会則第5条に掲げる事業の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

1 一般給付事業

- (1) 入院療養補助金の給付
- (2) 死亡弔慰金の給付
- (3) 災害見舞金の給付
- (4) 銀婚祝金の給付
- (5) 遺児給付金の給付
- (6) 休業見舞金の給付
- (7) 介護休業手当金の給付
- (8) 資格取得祝い金の給付

2 福利事業

- (1) 会員の福利増進のための事業

第2章 会員及び掛金

(会員の権利)

第 3 条 会員は、次の権利を有する。

- (1) 給付を受けること
- (2) その他この会の行う事業に参加すること

(会員の義務)

第 4 条 会員は、次の義務を負う。

- (1) この会の諸規則を遵守すること
- (2) 掛金を納入すること

(掛金の免除)

第 5 条 前条第2号の規定に関わらず会長が必要と認めたときは、掛金の納入を免除することができる。

(権利の譲渡禁止等)

第 6 条 会員は、この会に対して有する権利を他に譲渡し、又は担保に供することはでき

ない。

- 2 会員がこの会に対して負担する債務と、退職によって取得したこの会に対する債権とは、相殺することができる。

(掛 金)

第 7 条 掛金は、給料月額 $1,000$ 分の 3 に相当する額とする。

- 2 前項に規定する給料月額とは、次の各号に規定する場合を除き、給料に扶養手当を加えた額をいう。ただし、会則第 3 条第 2 項に規定する会員については、契約報酬または代替賃金を給料月額とする。

(1) 休職、停職等の理由により給料月額の全部又は一部の支給が停止又は減額された会員
その支給が停止又は減額されなかった場合に当該会員が受けるべき給料月額

(2) 職員となり、又は退職した日が月の途中である場合の会員

その月の初日から職員となり、又はその月の末日に退職した場合に、当該会員が受けるべき給料月額

- 3 会員は、毎月給与の支給を受けたとき、掛金を納入しなければならない。

第 3 章 給 付

(給付の請求)

第 8 条 給付の請求は、それぞれ必要な書類を添えて、別に定める様式により所属長の認印を受け会長に提出しなければならない。

- 2 給付の請求は、その原因が会員の資格を有する期間に生じたものに限り、これを行うことができる。

(給 付)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するときは、会長は、給付の一部並びに全部を行わないことができる。

(1) 会員が第 4 条に規定する義務を履行しないとき

(2) 給付の請求並びに受領に関して不正の事実があったとき

(3) 給付の原因が会員の故意によったとき

- 2 会長は、給付の決定を行ったのち、その給付の原因に虚偽の事実があったことが判明したときは、その給付を取消し、給付金の全部を一時に返済させるものとする。

- 3 給付を受けようとする者は、その事由の発生した日の翌月から 3 月以内に請求しないときは、当該権利は消滅する。ただし、特別な理由があり会長が認めた場合はこの限りでない。

- 4 会長は、前条（給付の請求）の請求があったときその理由の事実を確認することができる。

(給付の請求権者)

第 10 条 給付の請求は、会員又は会員であったものがしなければならない。ただし、会員が死亡した場合における給付の請求は、その遺族が行うものとする。

- 2 前項但書の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしていないが会員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子及び父母で、会員の死亡当時その生計を一にしていた者
 - (3) 会員の死亡当時主として会員の収入によって生計を維持していた孫、祖父母、兄弟姉妹その他の親族
 - (4) 第2号に掲げる以外の子及び父母
 - (5) 第3号に掲げる以外の祖父母、孫及び兄弟姉妹
- 3 前項に掲げる者が、給付金を受ける順位は、同項各号の順位により第2号乃至第5号まで掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順位による。
 - 4 給付金を受ける同順位の者が2人以上ある場合は、その人数によって、等分して支給する。
 - 5 父母に養父母と実父母がある場合は、養父母を先にする。養祖父母のある場合もまた同じとする。
 - 6 給付金の請求をしようとする者は、正当請求権者であることの証明書を添えなければならない。

（扶養家族）

第11条 この規則で扶養家族とは、健康保険法（大正11年法律第70号）に定める扶養家族をいう。

（入院療養補助金）

- 第12条 会員が疾病又は負傷によって15日以上入院療養を受けたときは、15日以上入院した日から入院療養補助金として別表（一）に掲げる額を支給する。
- 2 前項の補助金の対象となる入院療養日数は、一会計年度を通じ1人につき90日以内を限度とする。
 - 3 第1項の請求には、入院療養日数を証明する書類を添えなければならない。

（死亡弔慰金）

- 第13条 次の各号の一に該当するときは、死亡弔慰金として別表（一）に掲げる額を支給する。
- (1) 会員が、死亡したとき
 - (2) 会員の配偶者が、死亡したとき
 - (3) 会員の扶養家族（配偶者を除く）が、死亡したとき
- 3 前項各号の請求には、医師の死亡診断書又は戸籍謄（抄）本若しくは戸籍記載事項証明書を添えなければならない。

（災害見舞金）

- 第14条 会員が水、火、震災などの不可抗力によって次の各号の一に該当する災害を受けたとき、一件につき災害見舞金として、別表（一）に掲げる額を支給することができる。ただし、支給額については、評議員会の議決を得て決定する。なお、二人以上の会員が生計を一にする場合においては、一件として取り扱う。また、その請求には、市区町村長又は所轄警察署長・所轄消防署長の証明書を添えなければならない。
- (1) 住居及び家財の全部が消失し、若しくは滅失したとき又は同程度の損害を受けたとき
 - (2) 住居及び家財の2分の1以上が消失し、若しくは滅失したとき又は同程度の損害を受

けたとき

(3) 住居及び家財の一部が消失し、若しくは滅失したとき又は同程度の損害を受けたとき
2 水、火、震災の災害のほかに、会長が災害と認めたときは、災害見舞金を支給することができる。ただし、支給額については、評議員会の議決を得て決定する。

(銀婚祝金)

第15条 会員が結婚して25年を経るときは、銀婚祝金として別表(一)に掲げる祝金を支給する。

2 前項の請求には、戸籍謄本又はこれに代わるものを添えなければならない。

(遺児給付金)

第16条 会員が死亡したときに、満18才未満の会員の扶養家族である子(以下「遺児」という。)を有しているときは、次の区分によって、その遺族に対し遺児給付金として別表(一)に掲げる額を支給する。

- (1) 遺児1名するとき
- (2) 遺児2名するとき
- (3) 遺児3名以上するとき

(休業見舞金)

第17条 会員が休業したときは、休業見舞金として別表(一)に掲げる額を支給する。

2 前項の見舞金は、6月1日又は12月1日に継続して休業している会員に支給する。

(介護休業手当金)

第18条 会員が育児休業・介護休業等に関する規則第14条に規定する介護休業の対象者である要介護状態にある家族の介護のため、理事長から介護休業の承認を受け休業したことにより給料の全部又は一部が支給されなかったとき、介護休業手当金を給付する。

(祝い金)

第18条の2 会員が次の各号いずれかの資格を取得したときに祝い金として、別表(一)に掲げる額を支給する。

- (1) 介護福祉士
- (2) 社会福祉士
- (3) 介護支援専門員
- (4) 主任介護支援専門員
- (5) 精神保健福祉士
- (6) 認知症ケア専門士
- (7) 衛生管理者
- (8) 危険物取扱責任者
- (9) 介護予防運動指導員
- (10) 健康運動指導士
- (11) 健康運動実践指導士
- (12) 健康介護コンシェルジュ検定(1級～3級)
- (13) 社会福祉法人経営実務検定(会計3級・会計2級・会計1級・経営管理)

- (14) 日本商工会議所簿記検定（1級～4級）
 - (15) 社会保険労務士
 - (16) MOUS（マイクロソフトオフィススペシャリストスペシャリストまたはエキスパートのうち、次のバージョン）
 - ①Word(2013, 2016, 2019)
 - ②Excel(2013, 2016, 2019)
 - ③PowerPoint(2013, 2016, 2019)
 - ④Access(2016, 2019)
 - (17) 認定看護師資格（感染管理、在宅ケア、摂食嚥下障害看護、認知症看護、皮膚・排泄ケア）
- 2 前項各号の請求には、合格証書または、それに替わる証明書及び、資格証明書の写しを添えなければならない。
- 3 第1項の請求は、当該資格取得の初年度1回限りとする。

第4章 会計

（会計の原則）

第19条 この会の財務状態及び経営成果を明らかにし、経営能率向上に役立たしめるため、資産負債の増減の原因となる一切の事実は、会計の原則に従って、明瞭に記帳しなければならない。

（資産の管理）

第20条 現金、預金通帳、信託証書、預り証その他これらに準ずる証書及び証券はその用途目的に応じた善良な管理を行わなければならない。

（資産の運用）

第21条 この会の資産は、事業の目的に応じ安全かつ効率的に運用しなければならない。

2 資産は、この会の目的を達成するために必要な場合において、評議員会の承認を受けた場合を除き、適正な対価なくしてこれを交換し、譲渡し、貸し付け、担保に供しまた支払い手段として用いてはならない。

（会計区分）

第22条 この会の収支予算及び収支決算は、事業の種類に応じた会計区分により行わなければならない。

（特別会計）

第23条 この会の会計は、特別会計を設けることができる。

（監査）

第24条 監事は、年1回以上この会の会計を監査しなければならない。

2 監事は、監査の結果を評議員会に報告し、必要な措置を講じなければならない。

第5章 補 則

(補 則)

第25条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成元年2月1日から施行する。
- 2 第17条(災害見舞金)について、自然災害の場合は、当分の間適用しないものとする。
- 3 第23条(介護休暇手当金)について、この規則は平成8年2月1日から施行し、平成7年7月1日より適用する。

附 則

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年7月6日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

(退会費別金の起算日)

- 2 新規規則第9条第2項の規定については、平成17年4月に事由が発生した場合のみ、3月以内を4月以内と読み替える。
- 3 新規規則適用の日の前日から引き続き在職する会員については、新規規則第24条第2項に規定する退会費別金支給のための勤続年数の起算日は、平成17年4月とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年7月1日より施行する。
- 2 第18条の2については、平成28年4月1日以降の試験または、受験により取得した資格に対して適用する。

附 則

この規則は、平成29年3月13日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別 表 (一)

関係条文	給付内容	給付額	備考
第12条関係	入院療養補助金	1,000 円/日	90日限度
第13条関係	死亡弔慰金 会員 配偶者 扶養家族	60,000 円 30,000 円 20,000 円	
第14条関係	災害見舞金 災害の程度が全部 災害の程度が1/2 災害の程度が一部	2,000,000 円以内 1,000,000 円以内 100,000 円以内	
第15条関係	銀婚祝金	25,000 円	
第16条関係	遺児給付金 遺児1名するとき 遺児2名するとき 遺児3名以上するとき	120,000 円 180,000 円 240,000 円	
第17条関係	休業見舞金 6月1日 12月1日	6,000 円 12,000 円	
第18条関係	介護休業手当金	給料日額(年齢給+ 職能給+扶養手当額)の 100分の20に相当する 額	介護休業の期間
第18条の2 関係	資格取得祝い金	10,000 円	